

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく前払式支払手段の払戻しに関する公告

2025 年 1 月 24 日
東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号
株式会社タイトー

『 グルーヴコースター2 オリジナルスタイル 』 のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、未使用の前払式支払手段を保有しているお客様に払戻しをいたします。

記

【払戻しを行う前払式支払手段の発行者の商号】 株式会社タイトー

【払戻しに係る前払式支払手段の種類】 「 グルーヴコイン 」 (アプリ名「グルーヴコースター2 オリジナルスタイル」

) (※)

※有償発行分に限る

【払戻しの申出ができる期間】 2025 年 1 月 24 日 14:00 より 2025 年 3 月 31 日 16:59 まで。

当該期間内にお申出いただけない場合は、本払戻し手続きから除斥されます。

【払戻し申し出の方法】 上記払戻し申請期間中に、下記リンク内のチャットサポートにて「グルーヴコースター2 オリジナルスタイル「グルーヴコイン」払い戻し申請フォーム」の項目を選択し、必要事項を記入の上お申し出ください。

https://www.taito.co.jp/contact_us/chat_support

【払戻しの方法】 お申出後、お客様に指定いただいた銀行口座に振込みにて、払戻しさせていただきます。(振込手数料は株式会社タイトーが負担いたします。)

【問い合わせ先】 タイトーカスタマーサポート

<https://support.taito.co.jp/main.php?la=10&id=12781>

以上